

下水道情報
供用開始
3月31日

下水道が 使えるようになり ました!

皆さんのご理解とご協力により、供用開始区域は着実に広がってきました。今回、「甲南町では竜法師、野田、葛木、寺庄。水口町では新城、名坂、下山、伴中山、山、貴生川、宇川、北内貴。甲賀町では隠岐、大久保、油日。土山町では蟹坂、土山東。」それぞれの一部が供用開始されました。

該当地域は、下水道法第十一条に基づき、原則として3年以内に水洗化の工事をお願いいたします。

下水道に接続されると、生活排水を側溝に流すことがなくなるため、河川や琵琶湖、地域の排水溝がきれいになり、蚊やハエの発生を防ぐことができます。清潔で快適な生活環境を実現するためにも、地域ぐるみで早期に接続工事をされますようご協力ください。



**指定工事店で
申し込みを**

排水設備工事は条例や規則に基づいて行わなければなりません。流れなかったり、管がつまったりすると大変です。工事の依頼は必ず指定工事店に申し込んでください。

**融資あっせん制度の
ご利用を**

排水設備工事のために必要な資金の融資をあっせんする制度がありますので、ご利用ください。

**今後も下水道事業に
ご協力を**

美しい山野と清らかな水を保全し、潤いのある環境を築くため、下水道の面整備が一日でも早く完成するよう計画的に、工事を進めています。施工の際は、通行規制など、ご迷惑をおかけすることがありますが、万全を期して作業しますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

**浄化槽に対する
補助制度が変わります**

公共下水道計画地域の中で3年から7年後の整備区域に対する浄化槽の補助制度が変わり、平成18年度から補助対象区域が除外されますので、ご注意ください。

訪問セールスにご注意

最近、宅地内の排水設備の清掃などについて、あたかも市から紹介されたような様子で各家庭を訪問する業者があります。下水道管理課では、排水設備の点検、清掃などの業者紹介は切行っておりません。訪問セールスには十分にご注意ください。

問い合わせ

上下水道部下水道管理課
☎ 65-0728